

美唄市請負工事施行成績評定要領

(目的)

第 1 条 この要領は、請負に付した建設工事（以下「請負工事」という。）に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定の対象は、1 件の契約金額が 200 万円を超える請負工事（別表に掲げる業種によるものに限る。）とする。ただし、経済部長及び都市整備部長が不要と認めたものについては評定を省略することができる。

(評定者)

第 3 条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、美唄市財務規則（昭和 41 年規則第 4 号）第 139 条に規定する契約担当者又は契約担当者から監督を命ぜられた職員（以下「監督員及び主任監督員」という。）及び同規則第 141 条に規定する契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員（以下「検査員」という。）とする。

(評定の方法等)

第 4 条 評定は、工事施行成績評定表（別記第 1 号様式。以下「評定表」という。）により、別に定める工事施行成績評定基準に基づき、請負工事ごとに行うものとする。

2 監督員及び主任監督員にあっては当該監督を行った請負工事が完成したとき、検査員にあっては当該検査（跡請保証部分検査及び跡請保証部分補修工事完了検査を除く。）を行ったときに、それぞれ行うものとする。

(評定表の提出)

第 5 条 評定者は、評定を行ったときは、速やかに評定表を作成し、総務課に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第 6 条 総務課は、評定者から請負工事完成時における評定表の提出があったときは、速やかにその結果を工事施行成績評定結果通知書（別記第 2 号様式）及び項目別評定表（別記第 3 号様式）により当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

第 7 条 総務課は、前条の評定結果の通知をした後において、既に通知した評定結果を修正すべきと認める場合は評定を修正し、その結果を工事施行成績評定結果通知書（別記第 2 号様式）及び項目別評定表（別記第 3 号様式）により既に通知した評定結果とともに受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第 8 条 総務課は、前 2 条の評定結果を通知するにあたっては、当該結果を通知した日から起算して 14 日以内（美唄市の休日に関する条例（平成 3 年条例第 1 号）に規定する休日を除く。）に書面により評定の内容について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

2 総務課は、前項に規定する説明を求められたときは、評定表を審議の上、速やかに評定結果の説明内容について工事施行成績評定結果説明書（別記第 4 号様式）により回答するものとする。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

<p>工事施行成績評定の対象業種（建設業の許可業種）</p>	<p>土木工事業 舗装工事業 建築工事業（解体工事を含む） 電気工事業 管工事業 水道施設工事業</p>
<p>工事施行成績評定の対象外業種</p>	<p>石工事業 しゅんせつ工事業 さく井工事業 大工工事業 左官工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事 防水工事業 塗装工事業 造園工事業 内装仕上工事業 機械器具設置工事 建具工事業 屋根工事業 板金工事業 ガラス工事業 鉄筋工事業 消防施設工事業 清掃施設工事業 熱絶縁工事業 電気通信工事 工事受渡書による受渡行為の必要のない工事</p>